

裁 決 書

審査請求人

福岡市東区箱崎二丁目54-1

処 分 庁 福岡市東福祉事務所長

上記審査請求人（以下「審査請求人」という。）から令和3年7月7日に提起のあった上記処分庁（以下「処分庁」という。）の生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定に基づく次の表に掲げる生活保護変更決定処分（以下「本件各処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決します。

処分の名称	処分の略称
保護の変更時期を令和3年3月1日とする保護変更決定処分	本件処分1
保護の変更時期を令和3年4月1日とする保護変更決定処分	本件処分2
保護の変更時期を令和3年5月1日とする保護変更決定処分	本件処分3
保護の変更時期を令和3年6月1日とする保護変更決定処分	本件処分4
保護の変更時期を令和3年7月1日とする保護変更決定処分	本件処分5

主 文

本件処分1．2．3及び5を取り消します。

本件審査請求のうち、本件処分4の取り消しを求める部分は、却下します。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、審査請求人の勝馬投票券の払戻金（以下「払戻金」という。）の合計13,580円を同年7月の保護費の算定にあたり全額収入として認定することとし、令和3年6月23日付けで行った本件各処分に不服があるとして、その取消しを求めるものです。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件審査請求の趣旨は、本件各処分の取消しを求めるというもので、審査請求人は、その理由として次のとおり主張しています。

- (1) 投資などの為替や仮想通貨などは収支を認めている。なぜギャンブル（法律範囲内のもの、競馬）だけを差別的に扱いしているのか疑問である。多少なりと利益が出たので報告

した。無駄遣いとし余っている金額を引いているとのことである。

保護規定のその他の収入の(イ)保険その他の臨時的収入に当たる。また、投資の事業者(個人事業主)としても問題ない。よって、収支を認めてほしい。

(2) 戒め的なこと(罰)を保護受給者に対しては、絶対に行ってはいけないことである。

裁判所しか罰を与えることはできない。ギャンブルが悪いからと個人的な意見で戒め的な行為で保護受給者の生活費を削減しては、不公平的扱いである。できたら差し引き利益が出ても本人に渡すべきである。利益の中から何パーセントかは、みかじめ料的として納めるのであれば分かる。

(3) 処分庁は、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1の(5)「その他の収入」に該当するものと主張している。しかしながら、競馬という言葉は、実施要領に記載はない。勝手な判断によるものである。【動産】不動産以外のすべての財産。現金・商品など。または、その他臨時的収入に属する。と考えるべきなので処分庁の主張は成り立たない。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は本件審査請求の棄却を求めるもので、その理由は要約すると次のとおりです。

(1) 本件各処分に至るまでの経緯

- ア 平成25年9月10日、処分庁は、審査請求人に対し法に基づく生活保護を開始した。
- イ 令和3年6月8日、審査請求人より処分庁宛に通帳の写しの提出があり、競馬による収益が出たと報告を受けた。
- ウ 同月22日、処分庁は、審査請求人に対して本件各処分を行った。
- エ 同月23日、処分庁は、上記決定に係る通知を行った。なお、処分庁は、上記通知において、本件各処分に不服があるときは福岡県知事に対して審査請求ができることを教示した。
- オ 同年7月2日、審査請求人より処分庁宛に、追加で競馬による収益が出たと、通帳の写しの提出があった。
- カ 同月16日、処分庁は、審査請求人に対して同年6月1日及び同年8月1日を変更時期とする保護変更決定処分(以下「後行処分」という。)を行った。
- キ 同月20日、処分庁は、後行処分に係る通知を行った。なお、処分庁は上記通知において、本件各処分に不服がある時は、福岡県知事に対して審査請求ができることを教示した。

(2) 本件各処分内容及び理由

審査請求人は、処分庁が令和3年6月23日付けで行った本件各処分について不服を申し立てているので、この点について内容と理由の説明とともに、処分庁の意見を述べる

ア 法令等の定め

(7) 日本国憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、これを受け、法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(イ) 法による保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」(第4条第1項)と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することを求められるところである。

(ウ) さらに法は、保護の程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」(第8条第1項)こととし、保護の基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」(第8条第2項)と規定している。

(エ) これら法の規定を受けて、厚生労働大臣は、保護の基準を定めており、その中で、年齢別、地域別等に区分した基準生活費等の最低生活費を規定している。

(オ) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9号に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、国からの通知に基づいて行われている。また、保護の程度たる法第8条第1項の規定にいう「その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分」の具体的な内容について、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第10の前段では、「当該世帯につき認定した最低生活費と、(中略)認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定する。」としている。したがって、収入の認定の取扱いについても、国からの通知に基づいて行われている。

(カ) 局長通知第8の1「収入の取扱い」によると、収入の区分として、(1)勤労収入(被用)収入、(2)農業収入、(3)農業以外の事業(自営)収入、(4)恩給、年金等の収入、(5)その他の収入があり、(5)その他の収入については、「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。」とされている。

(キ) 次官通知第8の3の(2)のエ「その他の収入」では、「(イ)不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(次官通知(3)のオ、カ又はキに該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」とされている。

イ 本件各処分の内容

令和3年6月8日、審査請求人より処分庁宛に通帳の写しの提出があり、競馬による収益が出たと報告を受けた。この報告によると、競馬の払戻金を同年3月29日に2,130円、同年4月に計2,010円(5日690円、12日1,320円)、同年5月に計2,020円(17日990円、31日1,030円)、同年6月7日に7,420円を受領したものだった。したがって本件処分1から本件処分4は、局長通知第8の1の(5)に基づいて各月ごとに払戻金全額について収入認定を行い、同年7月1日付けで過払金の一括認定を行った本件処分5を行ったものである。

また、後行処分については、令和3年7月2日、審査請求人より競馬による収益が追

加で出たと通帳の写しの提出があった。同年6月28日に600円の払戻金を受領したことを確認したため、本件各処分同様、局長通知第8の1の(5)に基づいて入金があった払戻金について収入認定を行い、同年8月1日付けで過払金の一括認定を行った保護変更決定処分を行ったものである。

ウ 本件各処分の理由

本件各処分は、局長通知第8の1の(5)「その他の収入」に基づいて収入認定を行ったものである。局長通知第8の1「収入の取扱い」によると、収入の区分として、(1)勤労収入(被用)収入、(2)農業収入、(3)農業以外の事業(自営)収入、(4)恩給、年金等の収入、(5)その他の収入があり、(5)その他の収入については、「(1)から(4)までに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。」とされている。今回、審査請求人より申告のあった競馬の払戻金については、(1)から(4)までのいずれにも該当しないものであり、(5)その他の収入に該当するものである。審査請求人は、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」に該当すると主張しているが、競馬の払戻金は、不動産又は動産の処分による収入や保険金とは性質が異なるものであり、またそれに準じるものでもない。よって今回の競馬の払戻金は、上記次官通知には該当せず、局長通知第8の1の(5)としてその全額を当該月の収入として認定する取扱いとなるものである。

また一方で、審査請求人は自身を投資の事業者(個人事業主)としても問題ないとも主張している。しかし処分庁は、審査請求人が開業届を出して個人事業主として競馬を行っているという報告は受けておらず、事業として競馬を行っている客観的事実の提示はない。

そもそも生活保護では、法第4条の趣旨から、働いて資産を形成できる人は保護の対象外としており、馬券の払戻金は資産形成につながるため、競馬を生業(なりわい)とした個人事業主は認められない。

なお、生活保護では、生業扶助として、局長通知第7の8の(1)のアにおいて「専ら生計の維持を目的として営まれることを建前とする小規模の事業を営むために必要な資金または生業を行うために必要な器具若しくは資料を必要とする(中略)こと。」と規定しており、これは個人請負など労働者に近く収入支出の内容が把握しやすいなど資産形成につながらない業種について、資金や器具等を購入する場合、その費用を必要経費として認めているものであると解される。

さらに、審査請求人は収支を認めるよう主張しているが、局長通知第8の1の(5)「その他の収入」では「その全額を当該月の収入として認定すること」とされている。そのため、支出にあたる競馬券の購入費用については控除せず、払戻金全額を収入認定の対象としたものである。

理 由

1 認定した事実

審理関係人の主張及び審理関係人から提出された書類等から次の事実が認められます。

- (1) 平成25年9月10日、処分庁は、審査請求人に対し法に基づく生活保護を開始したこ

と。

(2) 令和3年6月8日、処分庁は、審査請求人から通帳の写しを受理したこと。

また、審査請求人は、競馬による収益が出たため記帳してきたと申し立てたこと。

(3) 審査請求人の通帳の記載事項のうち、払戻金に係る記載事項は次のとおりであること。

ア 令和3年3月29日 PAT 払戻金 2, 130円

イ 令和3年4月 5日 PAT 払戻金 690円

ウ 令和3年4月12日 PAT 払戻金 1, 320円

エ 令和3年5月17日 PAT 払戻金 990円

オ 令和3年5月31日 PAT 払戻金 1, 030円

カ 令和3年6月 7日 PAT 払戻金 7, 420円

キ 令和3年6月28日 PAT 払戻金 600円

(4) 同年6月22日、処分庁は、審査請求人の払戻金について、次のとおり決定したこと。

ア 払戻金2, 130円については、同年3月1日付けで収入として認定する。

イ 払戻金2, 010円については、同年4月1日付けで収入として認定する。

ウ 払戻金2, 020円については、同年5月1日付けで収入として認定する。

エ 払戻金7, 420円については、同年6月1日付けで収入として認定する。

オ アからエの収入認定額の合計13, 580円について、同年7月1日付けで同月分の保護費の算定において全額を収入充当する。

(5) 同年6月23日付けで、処分庁は(4)のアの決定に基づき本件処分1、同イの決定に基づき本件処分2、同ウの決定に基づき本件処分3、同エの決定に基づき本件処分4、同オの決定に基づき本件処分5を行ったこと。

(6) 同年7月7日、審査請求人は本件審査請求を提起したこと。

(7) 同月16日、処分庁は、同年6月28日の払戻金600円について、同年6月1日付けで収入として認定する決定を行ったこと。このことにより、同年6月の収入認定額の合計は8, 020円となったこと。

(8) 同年7月20日、処分庁は(7)の決定に基づき、同年6月1日を変更時期とする保護変更決定処分を行ったこと。

2 本件各処分に係る法令等の規定について

(1) 日本国憲法第25条第1項は、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と定め、これを受け、法第1条は「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めています。

(2) 法は、保護について、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」(第4条第1項)と規定しており、生活に困窮する者に、同項の規定にいう「利用し得る資産」たる金銭収入等が認められる場合、これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することを求めています。

(3) 法は、保護の程度について、「厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度に

において行うものとする。」(第8条第1項) こととし、保護の基準について、「要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならぬ。」(第8条第2項) と規定しています。

(4) 法は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたときは、被保護者は、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない旨(第61条)を規定しています。

(5) 法に基づく生活保護の実施に係る事務は、地方自治法第2条第9項に規定する法定受託事務であり、当該事務は、法令のほか、次官通知、局長通知等に基づいて行われています。これらの国からの通知は、法定受託事務の処理基準と位置づけられています。

(6) 次官通知第8は収入の認定について定めており、同3の(2)は、就労に伴う収入以外の収入の認定指針について次のとおり定めています。

ア 恩給、年金等の収入 略

イ 仕送り、贈与等による収入 略

ウ 財産収入 略

エ その他の収入

(ア) 地方公共団体又はその長が年末等の時期に支給する金銭(中略)については、その額が世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(イ) 不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入(中略)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8,000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。

(7) 局長通知第8は収入の認定について定めており、同1は定期収入の取扱いについて次のとおり定めています。

ア 勤労(被用)収入 略

イ 農業収入 略

ウ 農業以外の事業(自営)収入 略

エ 恩給、年金等の収入 略

オ その他の収入

アからエまでに該当する収入以外の収入はその全額を当該月の収入として認定すること。ただし、これによることが適当でない場合は、当該月から引き続く6か月以内の期間にわたって分割認定するものとする。

(8) 競馬法(昭和23年法律第158号)第6条第1項は、日本中央競馬会は、その開催する競馬の競走及び第3条の2第1項の規定により指定された海外競馬の競走について、券面金額10円の勝馬投票券を券面金額で発売することができると定めています。また、同条第2項は、日本中央競馬会は、前項の勝馬投票券10枚分以上を1枚をもって代表する勝馬投票券を発売することができると定めています。

(9) 競馬法第8条第1項は、日本中央競馬会は、勝馬投票法の種類ごとに、勝馬投票の的中者に対し、その競走についての勝馬投票券の売得金(勝馬投票券の発売金額から第12条

の規定により返還すべき金額を控除したもの。)の額に100分の70以上農林水産大臣が定める率以下の範囲内で日本中央競馬会が定める率を乗じて得た額に相当する金額(重勝式勝馬投票法において第9条第1項又は第3項の加算金がある場合にあっては、これに当該加算金を加えた金額。)を、当該勝馬に対する各勝馬投票券に按分して払戻金として交付すると定めています。

3 判断

(1) 本件処分1、2、3及び5について

競馬の払戻金の収入未申告による法第78条に基づく費用徴収決定処分について、判例は、被保護者が申告すべき収入の申告をせず、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合であっても、当該収入を得るのに要した必要最小限の実費も控除せずに当該収入の全額につき徴収の対象とすることは相当ではないから、原告から徴収すべき費用の額を算定するに当たってはこれを控除するのが相当と解されるとしています。また、競馬法は、日本中央競馬会は券面金額10円又は100円以上の勝馬投票券を発売し、勝馬投票の的中者に対し、その勝馬投票券に応じて所定の払戻金を交付する旨を定めており、そうすると、払戻金は、勝馬投票券を購入し、かつ的中した場合でない限り得られないものといえ、的中した勝馬投票券の購入費用は、払戻金を得るのに不可欠の費用といえるから、必要最小限の実費に当たると解するのが相当であるとしています(東京地方裁判所平成31年2月14日判決・d1-law29054279参照)。

このことから、法第78条に基づく費用徴収決定処分において、的中した勝馬投票券の購入費用が払戻金を得るのに不可欠の費用と解するのが相当であるといえるのならば、同様に、法第61条に基づき収入を申告する場合においても、的中した勝馬投票券の購入費用が払戻金を得るのに不可欠の費用であると解するのが相当であると認められます。

本件においては、令和3年6月8日に、処分庁は審査請求人から通帳の写しを受理しており、審査請求人は、競馬による収益が出たため記帳してきたと申し立てています。このことから、審査請求人は法第61条に基づき払戻金について収入として申告したものであると認められます。

また、処分庁は令和3年3月29日から同年5月31日における計5回の払戻金について全額収入として認定した上で本件処分1、2及び3を行ったことが認められます。

しかしながら、的中した勝馬投票券の購入費用は、払戻金を得るのに不可欠の費用といえ、必要最小限の実費に当たると解するのが相当であることから、勝馬投票券の購入費用を収入から控除する必要があるといえます。

したがって、勝馬投票券の購入費用を控除せずに行われた本件処分1、2及び3は収入認定における必要経費の算定において誤りがあるといえます。

また、これらの処分に基づき行われた本件処分5における収入充当額の計算にも誤りがあるといえます。

よって、本件処分1、2、3及び5は違法又は不当なものであるといえます。

(2) 本件処分4について

行政不服審査法第2条における「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者であり、行政庁

の処分に対し不服申立をすることができる者は、法律に特別の定めがない限り、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られるべきであるといえます（昭和53年3月14日最高裁判所第三小法廷判決・最高裁判所民事判例集32巻2号211頁参照）。

処分庁は、令和3年6月22日に払戻金7,420円を収入として認定する決定を行い、同月23日に同年6月1日を保護の変更時期として本件処分を行っています。処分庁は、同年7月16日に払戻金8,020円を収入として認定する決定を行い、同月20日に同年6月1日を保護の変更時期として保護変更決定処分を行っています。

このことにより、本件処分4の効力は遡及して消滅したものと認められます。

そのため、現在、審査請求人において、本件処分4による収入充当額のうち7,420円について、取消しを求める法律上の利益は失われたものというべきです。

以上のとおり、本件審査請求のうち、本件処分1、2、3及び5の取り消しを求める部分については、理由があるので、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分4の取り消しを求める部分については不適法と認められるので、行政不服審査法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決します。

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1ヶ月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

令和5年3月22日

福岡県知事 服部 誠太郎
(保護・援護課 保護指導係)

